

平成24年5月24日
(2012年)

業者各位

和歌山市 建設局
建設総務部 建設総務課長

平成24年度入札・契約制度の改正について（通知）

本市では、公共工事が市民の貴重な税負担のもとに執行されていることから、これを市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であると考え、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「工事の適正な施工の確保」を念頭に、入札・契約制度の改善に取り組んでいるところです。

本市におきましては建設業界の経済状況をかんがみて、平成24年度の制度改正を次のとおり行います。

1 電子入札の拡大

平成23年7月から電子入札を導入し、入札参加者の利便性が向上していることから、今年度は更に適用範囲を拡大します。

(1) 実施対象

ア 予定価格が **6千万円以上の建設工事**（現行：1億円以上）

イ 予定価格が **1千5百万円以上の建設コンサルタント業務**（現行：4千万円以上）

(2) 実施時期

平成24年6月以降の公告分から実施します。

2 市内業者の受注機会拡大

市内業者の育成・保護のため、市内業者の受注機会の拡大を目的とし、同一市外業者の受注制限を試行します。

(1) 実施対象

土木関係業種（土木・とび土工・舗装・塗装（区画線）等を含む。）及び建築関係業種（建築・とび土工（解体、外構）・塗装・防水等を含む。）の2業種に限り、それぞれ年度1件の受注に制限します。

なお、JV（共同企業体）による受注は、代表者が市外業者でかつ同一構成の場合に限り同一市外業者とし、関係業種毎に年度1件のみ受注可能とします。また、随意契約により受注したものは対象としません。

(2) 実施期間

平成24年6月以降の公告分から年度内契約分まで実施します。

3 建設工事に係る低入札価格調査制度、最低制限価格制度の見直し

公共投資が減少している近年において、建設業者の倒産件数も増加傾向にあることから、このような経営状況を勘案し、本市も地元市内業者の健全経営の支えとなるよう、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の引き上げを行います。

(1) 予定価格が6,000万円未満の建設工事

ア 最低制限価格

事業者各位の入札参加に係る経費節減を考慮し、低入札価格調査制度は適用しません。ただし、最低制限価格での落札者には、法令遵守の見地から、従来どおり現場調査を実施します。

(ア) プラント関係工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & \quad + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3 \end{aligned}$$

(イ) 上記(ア)以外の工事

$$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 \\ & \quad + \text{一般管理費等} \times 0.3 \end{aligned}$$

(2) 予定価格が6,000万円以上の建設工事

ア 低入札価格調査基準価格

(ア) プラント関係工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & \quad + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3 \end{aligned}$$

(イ) 上記(ア)以外の工事

$$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 \\ & \quad + \text{一般管理費等} \times 0.3 \end{aligned}$$

イ 最低制限価格

(ア) プラント関係工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.8 + \text{直接工事費} \times 0.9 + \text{共通仮設費} \times 0.85 \\ & \quad + \text{現場管理費} \times 0.75 + \text{一般管理費等} \times 0.3 \end{aligned}$$

(イ) 上記(ア)以外の工事

$$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.9 + \text{共通仮設費} \times 0.85 + \text{現場管理費} \times 0.75 \\ & \quad + \text{一般管理費等} \times 0.3 \end{aligned}$$

(3) 設定範囲

予定価格の75%から90%の範囲内で設定します。(現行：予定価格の75%から85%の範囲内)

(4) 低入札価格調査

調査資料として「工程表」を追加しますので、従来の書類と共に提出してください。

(5) 実施時期

平成24年6月以降の公告分から実施します。

4 建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格制度の見直し

測量関係、土木関係及び建築関係等、業務毎の積算方法の改正に伴い設定率を見直し、最低制限価格を引き上げます。

(1) 設定範囲

変更なし（現行：予定価格の70%から80%の範囲内）

(2) 実施時期

平成24年6月以降の公告分から実施します。